

別表第1（第2条関係）

耐震診断区分		構造種別	耐震基準
(一)	第2条第4号アによるもの	木造	上部構造評点 ≥ 1.0
(二)	第2条第4号イによるもの	鉄骨造	構造耐震指標 $I_s \geq 0.6$
(三)	第2条第4号ウによるもの	鉄筋コンクリート造	構造耐震指標 I_s / 構造耐震判定指標 $I_{so} \geq 1.0$ ※ I_{so} 算定に用いる用途指標 U は 1.0 とする
(四)	第2条第4号エによるもの	鉄骨鉄筋コンクリート造	構造耐震指標 I_s / 構造耐震判定指標 $I_{so} \geq 1.0$ ※ I_{so} 算定に用いる用途指標 U は 1.0 とする
(五)	第2条第4号オによるもの	全て	構造計算により安全性が確かめられること
(六)	第2条第4号カによるもの	全て	上記（一）から（五）までの耐震基準と同等の耐震性を有すると認められること

別表第2（第2条関係）

1	（一財）日本建築防災協会の防災技術評価制度等で評価されたもの
2	他都道府県で補助対象工法として認められたもののうち、その都道府県における評価委員会等の第3者機関により評定を受けたもの
3	公的機関の認定・試験等によりその性能が評価されたもの

別表第3（第2条関係）

No.	名称	会社名
1	耐震TBシェルター「鋼耐震」	東武ボウサイ株式会社
2	レスキュールーム	有限会社ヤマニヤマショウ
3	シェル太くん工法	株式会社ヤマヒサ

4	シェルキューブ	株式会社デリス建築研究所
5	耐震シェルター「安全ボックス」	株式会社アップルホーム
6	重量鉄骨製地震シェルター「不動震」	東武ボウサイ株式会社
7	耐震箱形鉄骨構造体	ハイブリッドハウス販売株式会社
8	耐震箱形木造構造体	ハイブリッドハウス販売株式会社
9	シェルBOX	東建コーポレーション株式会社
10	耐震キューブ	江戸川木材工業株式会社
11	J. Pod 耐震シェルター	J. Pod & 耐震工法協会

別表第4（第2条関係）

No.	名称	会社名
1	ウッド・ラック（WOOD-LUCK）	新光産業株式会社
2	防災ベッドBB-002	株式会社ニッケン鋼業
3	介護ベッド用防災フレーム	株式会社ニッケン鋼業
4	安心防災ベッド枠A	フジワラ産業株式会社
5	安心防災ベッド枠B	フジワラ産業株式会社
6	耐圧ベッドルーム型シェルター	株式会社エヌ・アイ・ピー
7	木質耐震シェルター	株式会社一条工務店
8	木造軸組耐震シェルター「剛健」	有限会社宮田鉄工
9	耐震シェルター耐震和空間	株式会社ニッケン鋼業
10	つみつくベッドシェルター	NPO法人つみっ庫くらぶ

別表第5（第3条関係）

補助事業の対象となる者	住宅耐震化補助	
	住宅耐震改修計画策定費補助	
	<p>次に掲げる要件をすべて満たす者</p> <p>1 猪名川町内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された住宅（共同住宅、賃貸住宅及び店舗等併用住宅(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のものに限る。)を含む。)のうち、次の各号のいずれかに該当する住宅を所有する者</p> <p>(1) 耐震診断の結果、安全性が低いと診断されるもの</p> <p>(2) 平成12年度から14年度に実施した「わが家の耐震診断推進事業」で、診断の結果安全性が低いと診断されたもの</p> <p>(3) 平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で、診断の結果安全性が低いと診断されたもの</p> <p>2 兵庫県住宅再建共済制度に加入している又は加入する住宅を所有する者</p>	
補助事業の対象となる経費	補助事業の対象となる住宅の耐震診断及び耐震改修計画策定に要する経費	
補助率	2/3	
補助金の額	住宅戸建	<p>実際の耐震診断・耐震改修計画策定に要する費用に補助率を乗じた額又は200,000円のいずれか低い額(千円未満の端数切捨て)</p> <p>ただし、耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確認できたため、耐震改修計画の策定を実施しない場合にあつては、33,000円を限度とする。</p>
	共同住宅	<p>実際の耐震診断・耐震改修計画策定に要する費用（補助事業の対象となる者が所有する住宅にかかる部分に要する費用に限る。）に補助率を乗じた額又は120,000円に補助事業の対象となる者が所有する住宅の戸数を乗じた額のいずれか低い額(千円未満の端数切捨て)</p> <p>ただし、耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確認できたため、耐震改修計画の策定を実施しない場合にあつては、40,000円/戸を限度とする。</p>

適用除外する事項	—
その他の事項	<p>1 策定される耐震改修計画が、地震に対して安全な計画となっていること又は耐震診断の結果により、地震に対して安全な構造であることを確認できること</p> <p>2 区分所有の共同住宅における補助の対象となる戸数は、補助事業の対象となる者が所有する戸数とする。</p>

補助事業の対象となる者	住宅耐震化補助
	住宅耐震改修工事費補助
	<p>次に掲げる要件をすべて満たす町民(個人)</p> <p>1 猪名川町内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された住宅(共同住宅、賃貸住宅及び店舗等併用住宅(店舗等併用住宅については、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のもの)を含む。)のうち、次の各号のいずれかに該当する住宅(旧県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」及び町補助事業「猪名川町住宅耐震化促進事業」(「住宅耐震改修計画策定費補助」、「簡易耐震改修工事費補助」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助(居室耐震型改修工事)」を除く)の補助金をうけたものを除く。)を所有する者</p> <p>(1) 耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの</p> <p>(2) 平成12年度から14年度に実施した「わが家の耐震診断推進事業」で、診断の結果安全性が低いと診断されたもの</p> <p>(3) 平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で、診断の結果安全性が低いと診断されたもの</p> <p>2 所有者の所得が12,000千円(給与収入のみの者にあつては、給与収入が14,421,053円)以下の者</p> <p>3 兵庫県住宅再建共済制度に加入している又は加入する住宅を所有する者</p>
補助事業の対象となる経費	補助事業の対象となる住宅の耐震改修工事に要する経費(但し戸建住宅においては総額50万円以上のものに限る。)
補助率	戸建住宅：定額、共同住宅：1/2

補助金の額	戸建住宅	<p>補助事業の対象となる経費が50万円以上100万円未満の場合は30万円に対象工事費用の4分の1を加えた金額、100万円以上200万円未満の場合は50万円に対象工事費用の4分の1を加えた金額(限度80万円)、200万円以上300万円未満の場合は定額110万円、300万円以上の場合は定額130万円とする。</p> <p>ただし、旧県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」及び町補助事業「猪名川町住宅耐震化促進事業」のうち「簡易耐震改修工事費補助」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助(居室耐震型改修工事)」の補助金を受けた住宅にあっては、過去に受けた補助金の額を控除する。</p>
	共同住宅	<p>実際の耐震改修工事に要する費用(補助事業の対象となる者が所有する住宅にかかる部分に要する費用に限る。)に補助率を乗じた額又は400,000円に補助事業の対象となる者が所有する住宅の戸数を乗じた額のいずれか低い額(千円未満の端数切捨て)</p>
適用除外する事項	—	
その他の事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となっていること。 2 区分所有の共同住宅における補助の対象となる戸数は、補助事業の対象となる者が所有する戸数とする。 3 補助事業の対象となる耐震改修工事は、兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度等へ登録し、かつ、補助実績の公表に同意した事業者との契約による工事であること。 	

補助事業の対象となる者	部分型耐震化補助
	簡易耐震改修工事費補助
	<p>次に掲げる要件をすべて満たす町民(個人)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 猪名川町内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅(賃貸住宅及び店舗等併用住宅(店舗等併用住宅については、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のものに限る。))を含む。)のうち、次の各号のいずれかに該当する住宅(旧県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進

	<p>事業」及び町補助事業「猪名川町住宅耐震化促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」を除く）の補助金を受けたものを除く。）を所有する者</p> <p>(1) 耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満又はI s 0.3未満のもの</p> <p>(2) 平成12年度から14年度に実施した「わが家の耐震診断推進事業」で、診断の結果評点が0.7未満のもの</p> <p>(3) 平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で、診断の結果評点が0.7未満のもの</p> <p>2 所有者の所得が12,000千円(給与収入のみの者にあつては、給与収入が14,421,053円)以下の者</p> <p>3 兵庫県住宅再建共済制度に加入している又は加入する住宅を所有する者</p>
補助事業の対象となる経費	補助事業の対象となる住宅の所有者が実施する耐震診断、耐震改修計画策定及び耐震改修工事（総額が500,000円以上のものに限る。）に要する経費。ただし、「住宅耐震改修計画策定費補助」の補助金を受けた住宅にあつては、耐震診断及び耐震改修計画策定に要する経費を除く。
補助率	定額
補助金の額	500,000円。ただし、耐震診断の結果、上部構造評点が0.7以上又はI s 値が0.3以上であることが確認できたため、耐震改修計画の策定及び耐震改修工事を実施しない場合にあつては、33,000円（定額）とする。
適用除外する事項	—
その他の事項	<p>1 耐震改修の結果、上部構造評点が0.7以上若しくはI s 値が0.3以上となっていること又は耐震診断の結果上部構造評点が0.7以上若しくはI s 値が0.3以上であることが確認できること。</p> <p>2 補助事業の対象となる耐震改修工事は、兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度等へ登録し、かつ、補助実績の公表に同意した事業者との契約による工事であること。</p>

補助事業の対象となる者	部分型耐震化補助
	屋根軽量化工事費補助
	次に掲げる要件をすべて満たす町民(個人)

	<p>1 猪名川町内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された木造戸建住宅（賃貸住宅及び店舗等併用住宅(店舗等併用住宅については、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のもの)を含む。)のうち、次の各号のいずれかに該当する住宅（旧県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」及び町補助事業「猪名川町住宅耐震化促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」を除く。）の補助金を受けたものを除く。）を所有する者</p> <p>(1) 耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの（評点が0.7以上に限る）</p> <p>(2) 平成12年度から14年度に実施した「わが家の耐震診断推進事業」で診断の結果、評点が0.7以上のもの</p> <p>(3) 平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で診断の結果、評点が0.7以上のもの</p> <p>2 所有者の所得が12,000千円(給与収入のみの者にあつては、給与収入が14,421,053円)以下の者</p> <p>3 兵庫県住宅再建共済制度に加入している又は加入する住宅を所有する者</p>
補助事業の対象となる経費	補助事業の対象となる住宅の所有者が実施する非常に重い屋根を重い屋根又は軽い屋根に軽量化する工事及びそれにあわせて実施する耐震改修工事（総額が500,000円以上のものに限る。）に要する経費
補助率	定額
補助金の額	500,000円
適用除外する事項	—
その他の事項	1 補助事業の対象となる耐震改修工事は、兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度等へ登録し、かつ、補助実績の公表に同意した事業者との契約による工事であること。

補助事業の対象となる者	部分型耐震化補助
	シェルター型工事費補助
	次に掲げる要件をすべて満たす町民(個人)
	1 猪名川町内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅（賃

	<p>貸住宅及び店舗等併用住宅(店舗等併用住宅については、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のものを含む。)のうち、次の各号のいずれかに該当する住宅(旧県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」及び町補助事業「猪名川町住宅耐震化促進事業」(「住宅耐震改修計画策定費補助」を除く)の補助金を受けたものを除く。)を所有する者</p> <p>(1) 耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの</p> <p>(2) 平成12年度から14年度に実施した「わが家の耐震診断推進事業」で診断の結果、安全性が低いと診断されたもの</p> <p>(3) 平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で診断の結果、安全性が低いと診断されたもの</p> <p>2 所有者の所得が12,000千円(給与収入のみの者にあつては、給与収入が14,421,053円)以下の者</p> <p>3 兵庫県住宅再建共済制度に加入している又は加入する住宅を所有する者</p>
補助事業の対象となる経費	補助事業の対象となる住宅の所有者が実施するシェルターの設置工事(シェルター一型工事)(総額が500,000円以上のものに限る。)に要する経費
補助率	定額
補助金の額	500,000円
適用除外する事項	—
その他の事項	—

補助事業の対象となる者	<p>建替工事費補助</p> <p>以下の全ての要件を満たす町民(個人)</p> <p>(1) 除却する住宅(旧県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」及び町補助事業「猪名川町住宅耐震化促進事業」(「住宅耐震改修計画策定費補助」、「簡易耐震改修工事費補助」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助(居室耐震型改修工事)」を除く。)の補助金をうけたものを除く。)の所有者又はその所有者に準ずると認める者</p> <p>(2) 新たに建築する住宅の所有者</p>
-------------	---

	(3) 所得が12,000千円(給与収入のみの者にあつては、給与収入が14,421,053円)以下の者。
補助事業の対象となる経費	<p>補助事業の対象となる者が、第1項の住宅を第2項の住宅に同一敷地内で建て替える工事(総額が1,000,000円以上のものに限る。)に要する経費。ただし、旧県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」及び町補助事業「猪名川町住宅耐震化促進事業」のうち「簡易耐震改修工事費補助」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助(居室耐震型改修工事)」の補助金を受けた住宅については、過去に受けている補助金の額を控除するものとする。</p> <p>1 以下の全ての要件を満たす住宅</p> <p>(1) 猪名川町内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅(店舗等併用住宅(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のものに限る。)を含む。)</p> <p>(2) 所有者又はその所有者に準ずると認める者が自己の居住の用に供するもの</p> <p>(3) 以下に掲げるいずれかの要件をみたすもの</p> <p>ア 耐震診断の結果、安全性が低いと診断されるもの</p> <p>イ 平成12年度から14年度に実施した「わが家の耐震診断推進事業」又は平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で、診断の結果、安全性が低いと診断されたもの</p> <p>2 以下の全ての要件を満たす住宅</p> <p>(1) 所有者が自己の居住の用に供するもの</p> <p>(2) 兵庫県住宅再建共済制度に加入するもの</p>
補助率	定額
補助金の額	1,000,000円
適用除外する事項	—
その他の事項	—

補助事業の対象と	防災ベッド等設置助成事業
----------	--------------

なる者	補助事業の対象となる住宅の居住者（所得が12,000千円（給与収入のみの者にあつては、給与収入が14,421,053円）以下の者に限る。）
補助事業の対象となる経費	<p>補助事業の対象となる者が実施する防災ベッド等の設置（総額が100,000円以上のものに限る。）に要する経費</p> <p>【補助事業の対象となる住宅】</p> <p>以下の全ての要件を満たす住宅</p> <p>1 猪名川町内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅（賃貸住宅及び店舗等併用住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のものに限る。）を含む。）のうち、次の各号のいずれかに該当する住宅（旧県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」及び町補助事業「猪名川町住宅耐震化促進事業」（「住宅耐震改修計画策定費補助」、「簡易耐震改修工事費補助」、「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」を除く。）の補助金をうけたものを除く。）</p> <p>(1) 耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの</p> <p>(2) 平成12年度から14年度に実施した「わが家の耐震診断推進事業」で、診断の結果安全性が低いと診断されたもの</p> <p>(3) 平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で、診断の結果安全性が低いと診断されたもの</p> <p>2 兵庫県家財再建共済制度に加入している又は加入する住宅（兵庫県住宅再建共済制度に加入している又は加入する住宅を含む。）</p>
補助率	定額
補助金の額	100,000円
適用除外する事項	—
その他の事項	—